

# 広報

No.14

# NOSAI 東京



## CONTENTS



- ごあいさつ
- 平成30年度 第1回臨時総代会の開催
- 台風24号による被害発生状況
- 農業共済制度の制度改正のご案内



## ごあいさつ



組合長理事  
小林 辰男

立春とは申しませんが、まだ寒さ厳しき日が続いております。

組合員の皆様におかれましては、健やかに平成最後の年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は台風24号が全国的に猛威を振るい、東京都においても北多摩を中心に700棟以上の園芸施設に被害をもたらしました。改めて被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

これまでNOSAIは70年以上にわたり様々な農業災害に対応し、農家経営の安定と地域の発展に貢献してまいりました。過去に例の無い自然災害が頻発している昨今において農業災害に対する唯一の補償機関としてNOSAIに対する期待は益々高まっております。また、昨年新たに収入保険が始まったことで災害以外の要因による収入減少の補償や農家組合員が新たな作物に取り組むなどの積極的な挑戦を後押しするという新たな役割も期待されています。

今後も役職員一同、制度の普及推進並びに損害の防止と補償に努め、農家経営の安定と東京農業の振興に取り組んでまいります。

最後に旧年中に賜りましたご厚情に深く感謝しますとともに、農家組合員の皆様のご多幸とご健勝を心よりご祈念申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

### 収入保険加入の御礼

2019年1月1日から全ての農産物を対象にした収入減少を補てんする「収入保険」の補償期間が始まりました。ご加入いただきました農家組合員の皆様には改めて御礼申し上げます。

また、今回の加入を見送られた皆様にも2020年1月からの加入をお待ちしておりますので、引き続きご検討をよろしくお願いいたします。

# 平成30年度 第1回臨時総代会の開催

平成30年10月31日、平成30年度第1回臨時総代会をNOSAI会館にて開催いたしました。総代32名（書面出席含む）が出席し、嶋崎三雄総代（あきる野市）が務める議長のもと、提出された4つの議案は慎重な審議を経て原案通り承認されました。

- **第1号議案** 東京都農業共済組合事業規程の一部改正について
- **第2号議案** 危険段階別共済掛金率の設定について  
（農作物共済、家畜共済、果樹共済、園芸施設共済）
- **第3号議案** 全国農業共済組合連合会と東京都農業共済組合との  
「建物共済の再保険関係または保険に関する基本契約書」の締結について
- **第4号議案** NOSAI団体役員賠償責任保険の加入について



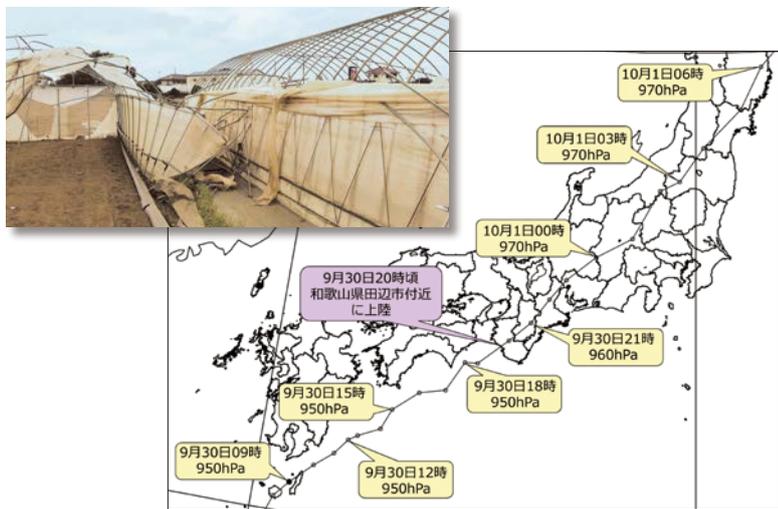
## 危険段階別共済掛金率設定の概要

危険段階別共済掛金率とは、共済事業（農作物共済、家畜共済、果樹共済、園芸施設共済）ごとに、各組合員の被害実態に合わせて3～5段階で設定された共済掛金率のことです。

被害が少なかった組合員に共済掛金の一部をお返しする無事戻し制度の廃止を受けて、今回の制度見直しでは、これまで以上に組合員間の公平性を保つために危険段階別共済掛金率を41段階（家畜共済は21段階）に細分化しました。組合員ごとに過去20年間の被害実態を反映し、被害の少ない組合員は掛金率が下がり、被害の多い組合員は掛金率が上がる仕組みとなり、より公平な共済掛金をご負担いただくことになりました。

# 台風24号による被害発生状況

9月30日から10月1日にかけて、台風第24号の影響により、東京都では記録的な暴風が吹き荒れ、園芸施設共済においては700棟以上の被害、建物共済では60棟以上の被害があり、区部と北多摩地区周辺に被害が集中しました。



本組合においては10月1日、広域災害等損害評価体制をレベル3とし、組合長を本部長とする災害対策本部を設置するとともに職員全員体制で園芸施設共済の損害評価にあたりました。事業課の7名に総務課の2名を加えた9名により、10月8日までの8日間で被害申告95%の現地確認を完了しました。

〈現地調査の実施状況〉 ※下表は10月17日までの被害申告のみを掲載しています。

10月	1日 (月)	2日 (火)	3日 (水)	4日 (木)	5日 (金)	6日 (土)	7日 (日)	8日 (月)	9日 (火)	10日 (水)	11日 (木)	12日 (金)	13日 (土)	14日 (日)	15日 (月)	16日 (火)	17日 (水)	合計
被害申告数	229	45	42	11	7	2				4	4	3			1		1	349
現地評価数	17	71	63	49	71	14	36	11	3	4	3	4			2		1	349
職員数 (9)	5	6	7	6	8	2	4	2	2	2	2	4			2		1	53

台風24号の被害により平成30年度の園芸施設共済における被害棟数は、過去最多となりましたが、平成25年度（平成26年2月）の豪雪被害と比較すると施設本体の倒壊などは少なく、共済金の支払額については、平成30年12月時点で過去最大の支払額となった平成25年度の約6割となっております。

台風24号 園芸施設 被害状況	被害申告		支払対象	
	棟数 (棟)	棟数 (棟)	棟数 (棟)	共済金 (円)
東京特別区	130	118		17,524,574
西多摩	91	80		7,934,805
南多摩	55	50		5,184,845
北多摩	514	409		53,054,186
島しょ	63	50		3,478,871
合計	853	707		87,177,281

	棟数	金額 (円)
H20	158	10,709,637
H21	461	32,157,492
H22	183	13,198,269
H23	532	43,684,684
H24	394	47,854,019
H25	784	169,666,764
H26	230	25,878,774
H27	223	36,159,110
H28	195	21,947,951
H29	392	39,930,062
H30	916	108,339,307

今回の台風24号については、通常台風による被害が大きい島しょ地域よりも北多摩地域と特別区に被害が集中していました。東京都全域で707棟の園芸施設について87,177,281円の共済金を支払いました。

# 農業共済制度の制度改革のご案内

## ■ 農作物共済

### ①当然加入制から任意加入制に変更

農作物共済は一定の面積（水稻は20a、陸稲・麦は10a以上）を耕作している場合には必ず農作物共済への加入が義務付けられていた当然加入制から、任意加入制になります。万が一の災害に備え、無保険状態とならないよう引き続きの農作物共済へのご加入をよろしくお願いいたします。

### ②一筆方式での加入は2021年度までで終了

圃場ごとに減収量が基準収穫量の一定割合を超えた場合に共済金を支払う、一筆方式の加入が2021年度を以って終了となります。2022年度以降は、農家ごとに全圃場の基準収穫量の一定割合を超えたときに共済金を支払う半相殺方式、または2019年度に新設される地域インデックス方式（市町村ごとの統計単収が、一定割合を越えて減少した時に共済金を支払う）などから、ご希望の方式を選択して加入いただけます。

### ③一筆半損特約

2019年度から加入者の選択により、全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び災害収入方式において、収穫量が耕地別基準収穫量の2分の1以下であると認められる耕地につき、当該耕地別基準収穫量の2分の1に相当する収量を減収量とみなして共済金を支払う旨を特約とする「一筆半損特約」を申し込むことができます。

## ■ 果樹共済

### ①引受時に支払開始割合が選択可

旧制度では、果実の減収量が基準収穫量の3割を超える損害を共済金支払対象としていましたが、新制度では、この支払開始割合を3割・4割・5割のうちから選択して加入することができるようになりました。選択した支払開始割合に応じて、共済掛金や補償割合が変わります。

### ②被害発生時の申告方法の変更

被害が発生した場合、収穫期に園地ごと品種ごとの見込収穫量を加入者に申告していただく調査方法「農家申告抜取調査」が導入されました。見込収穫量の申告にご理解とご協力をお願いします。

## ■ 家畜共済

### ①死亡廃用共済と疾病傷害共済が別々に加入可能に

新制度では、死亡廃用共済、疾病傷害共済を別々に加入できるようになり、補償内容や選択した付保割合に基づく共済掛金等を個別に決定することが可能になりました。また、死廃事故の支払共済金については、該当家畜の評価額に期首に選択した付保割合を乗じた額となります。

### ②家畜共済の対象となる区分が下図の通りに変更（肉豚に変更はありません）

乳牛の雌等	240日～	出生後～	6ヶ月～	24ヶ月以降
死廃共済	子牛等（選択性）		育成乳牛	搾乳牛
	胎子	乳用子牛（乳用種雌）		
資産区分	棚卸資産（評価額は変動）			固定資産（評価額は固定）
病傷共済	対象外	乳用子牛（選択性）	乳用牛	
旧区分	乳用子牛等（選択性）			乳牛の雌等

肉用牛等	240日～	出生後～	6ヶ月～	24ヶ月以降
死廃共済	子牛等（選択性）		育成・肥育牛	繁殖用雌牛
	胎子	育成肥育子牛（乳用種雌以外）		
資産区分	棚卸資産（評価額は変動）			固定資産（評価額は固定）
病傷共済	対象外	肉用子牛（選択性）	肉用牛	
旧区分	肉用子牛等（選択性）			肉用牛等

### ③危険段階別共済掛金率を導入

旧制度では、組合員の被害率に応じて4段階の危険段階を設定していましたが、共済掛金負担の公平性を確保するために、2019年より組合員ごとの事故状況に応じた危険段階別共済掛金率（全21段階）が導入されました。

	事故率	現行の掛金率	新制度の掛金率
A組合員	20%	15%	18%
B組合員	18%		16%
C組合員	15%		14%
D組合員	12%	10%	12%
E組合員	10%		10%
F組合員	8%	8%	8%
G組合員	7%		6%

### ④棚卸資産的家畜の事故発生時には資産価値に応じて共済金が支払われるように

棚卸資産的家畜（育成乳牛や育成肥育牛など）の死廃共済では、事故発生時の月齢の資産価値（評価額）に応じて共済金が支払われるようになりました。固定資産的家畜（搾乳牛など）は、現行と同じで、加入時の評価額で共済金が支払われます。

## 農業共済制度の制度改正のご案内

### ⑤診療費に1割の自己負担を導入（2020年1月から）

旧制度の病傷共済では初診料は自己負担となっていますが、更なる事故低減に向けて、2020年1月から人の健康保険と同様に初診料を含めた診療費全体に一定の自己負担を設けることとなりました。自己負担割合は診療費の1割となります。

### ⑥共済掛金等の計算方法の変更

新制度では、期首に年間の飼養計画頭数を提出していただき、その計画頭数を元に共済掛金等を計算します。また、期末に牛個体識別情報を元に実際の飼養頭数を確定させ、共済掛金等を再計算し、差額を精算します。そのため、NOSAIへの家畜の異動申告は不要となりますが、牛個体識別情報への届け出を確実に行っていただくことが重要になります。

旧制度	期首	2頭導入	死亡時	2頭導入	期末
共済価額	800万円	900万円	(850万円)	950万円	650万円
共済金額	240万円	240万円		2,266,667円	2,266,667円
付保割合	30%	25%		23.8%	23.8%
共済金			123,333円		
掛金（5%）	60,000円				

新制度	期首	2頭導入	死亡時	2頭導入	期末
共済価額	800万円		800万円		700万円
共済金額	240万円		240万円		210万円
付保割合	30%		30%		30%
共済金			150,000円		
掛金（5%）	60,000円				52,500円

上記の場合、期首では60,000円の共済掛金となりますが、期末では52,500円となるため7,500円を返還することになります。

### ⑦待期間内でも共済金の請求が可能に

家畜共済では、家畜の導入後2週間以内に発生した事故については、導入後の事故であることが立証できない限り、原則として共済金の請求は出来ませんでした。しかし、家畜共済加入者間では、導入家畜の飼養状況や健康状態について共済組合等を通じて確認できるため、待期間を設ける必要性が乏しく、家畜共済加入者間で取引された家畜については、待期間内であっても共済金の請求を出来ることとなりました。

## ■ 園芸施設共済

### ①被覆期間に係わらず通年加入に

これまでは被覆期間が1年未満の場合は、被覆期間に合わせて短期（1年未満）の加入が可能でしたが、共済責任期間が2019年1月1日以降に開始される契約から短期加入が廃止され、未被覆期間を含めた1年間の加入となります。

近年多発している異常災害では、この未加入期間中に園芸施設への被害が発生しており、1年を通した補償とするための改正となります。

※2019年1月1日以降に開始する共済責任期間は1年となりますので、加入の際には1年の期間で被覆している期間と被覆していない期間を申告していただくこととなります。加入後に加入内容（被覆期間・未被覆期間）に変更がある場合は、速やかにNOSAI東京（042-381-7111）にご連絡をお願いします。加入内容に変更があるにも関わらず連絡が無かった場合、事故が発生しても共済金のお支払が出来ないことがありますのでご注意ください。

### ②小損害不填補の金額が選択可能に

旧制度では共済金の支払基準となる金額が「損害額が3万円又は共済価額の10%を超える金額」でしたが、制度改正後は「損害額が3万円又は共済価額の5%を超える金額」に引き下げられます。さらに共済金の支払基準となる金額に、10万円及び20万円が新設されます。

### ③共済掛金の国庫負担限度額の引き上げ

共済掛金は、50%の国庫負担があり、その限度額は組合員ごとに共済金額の合計が8千万円まででしたが、今回の制度改正で限度額が2倍の1億6千万円までに引き上げられました。そのため大型園芸施設をお持ちの加入者は、共済掛金が軽減される場合があります。

### ④被覆材の評価額の見直し

2018年4月1日以降に共済責任期間が開始する一般軟質フィルム、耐久性軟質フィルム、耐久性硬質フィルムについては、標準価額及び耐用年数が変更され、補償内容がより充実しています。

平成31年2月発行

発行 東京都小金井市本町6丁目9番35号  
東京都農業共済組合 NOSAI東京

電話 042-381-7111 メールアドレス info@nosai-tokyo.jp  
ホームページ <http://www.nosai-tokyo.jp/>